

●福祉保健委員会所管

かかりつけ薬局や国の認定を受けた健康サポート薬局と連携した区民の健康づくりについて

◆福田妙美 委員 続きまして、私からも質問いたします。

私が以前にやはり質問しているんですけども、予防的な観点から健康施策を行っていくべきではないかということは何度か質問してきているんですけども、その中で、以前、足立区で筑波大学と一緒に研究を行っていて、生活習慣病の予防を、早期の発見でという観点からやっている薬局がありまして、そのことも取り上げてきたんですけども、なかなか症状が出ないというところを考えると、生活習慣病もそうですし、また介護の重症化というところをどう防ぐのかというのが、これからの地域包括の中でも非常に重要な観点だと思いますので、そういった観点から質問をしてみたいです。

セルフメディケーションという言葉があります。これは日本再興戦略というもののの中で、平成二十五年ですが、平均寿命が今現在長くなってきて生活習慣病などが問題になってきていますと。現代においては、日々いかに健康に生きられるかということが問われているということから、自分自身の健康を自分自身で少しでも管理をして、元気な状態を維持していくというようなことを進めていこうということを出しているものですが、その中で健康サポート薬局というものの指定も、国が今回認定という形でやってまいります。これが、実はかかりつけ薬剤師とか薬局の基本的な機能に加えて、国民による主体的な健康の保持増進を積極的に支援する機能を備えた薬局として法的に位置づけるものということです。現在、二〇二五年までに全国に一万カ所という目標を国は持っています。昨年の末で百十三カ所で、実は世田谷区内には現在二カ所開設をしているということで、先日その一カ所にも伺ってきたんですけども、この健康サポート薬局というのが実はいろいろな条件がありまして、かなりハードルも高いんですけども、このかかりつけ薬局の基本的な機能はもちろん持っていて、かつ地域の医療機関、また介護施設などとの連携体制や健康状態をチェックができる機器の設置や健康相談会の開催など、健康支援を積極的に行うというような役割が課せられています。地域薬局との連携も重要な役割となっていくということを位置づけているものです。

しかし、区内にはまだ二カ所ということで、まだまだハードルが高い認定制度なんだなということをおもうんですけども、現在、高齢化率が二〇%を超えた我が区が、今後も高齢者の割合が増加するということは避けることはできません。

介護給付費が年々増加するという背景に介護認定率の上昇というものがあります。全国、都内と比較しても本区の認定率は高く、二〇%を超える現状は、健康寿命がほかの地域よりも短いという現実を改めて浮き彫りにしています。医療保険や介護保険から見た世田谷区の健康状態というのが、生活習慣の改善、予防型への施策を講じることによって、未来を決めるというふうにも言っても過言ではないと思います。



この健康寿命を延ばすためにも、生活習慣病予防と介護予防を一体的に地域で総合的に展開ができるかという点で考えていきたいと思うんですが、世田谷区では、平成二十八年七月より区内二十七カ所の全地区で、福祉の相談窓口ということで、参加と協働による地域づくりの取り組みというものが開始されたわけですが、このシステムの中に医療と福祉、住まい、生活支援、そして予防と健康づくりというような形で進めていくというふうに明記されていました。ここにありますこの予防と健康づくりということですが、ここを具体的に区がどういうふうに進めていくのかということがポイントだなと思っております。特に、脳卒中とか糖尿病などの生活習慣病は、深刻化して後遺症が残るという可能性が高いので、生活習慣病を予防することこそ、介護予防をするということにも大きく結びついてきます。

生活習慣病と介護予防は相互に深く関連しているということが明らかになっていますが、ここでこの薬局とのつながりというのが、今後非常に地域包括の中でも重要になってきます。特に買い物ついでに薬局に少し立ち寄るなど、行かなければならないという義務感ではなく、足は義務感だとなかなか遠のいてしまうんですけれども、最寄りの環境で一人一人の健康サポートができるのが薬局というふうにも位置づけられてきています。

そこで伺いますが、地域包括の中で、この薬局との連携体制というのが重要と考えますが、どのような位置づけになっているのでしょうか。区の見解をお聞かせください。

◎久末 地域包括ケア担当参事 ただいま委員から御説明がありましたように、地域包括ケアシステムを進める中で、国はかかりつけ薬局や健康サポート薬局というものを定義しております。薬局が区民の健康を支援するためには、薬局だけではなく医療機関や介護事業者と連携をすることが必要であり、これまでも世田谷区では地域ケア会議に参加していただく等、御協力をいただいております。

さらに、地区における医療関係者と介護関係者のネットワークづくりを進めるため、昨年十月から、各あんしんすこやかセンターに医師を配置する地区連携医事業を開始し、関係機関の業務を理解し合うことや顔の見える関係づくりを行っているところです。また、四月以降は、両医師会が構築したICTシステムに薬剤師会の方々も参加いただくことになっており、情報共有も積極的に進めてまいります。

今後もこのような仕組み等を活用しながら、地域包括ケアシステムの中で、薬局が地域の方々の健康をサポートすることができるよう、多職種において連携し支援することができるよう進めてまいりたいと考えております。

◆福田妙美 委員 薬局の薬剤師さんの役割が非常に重要だということでもありますけれども、区内のあんしんすこやかセンターは二十七カ所になりますけれども、実は薬局が幾つあるのかということ、区のほうにお問い合わせをしましたら、区内には三百七十五カ所ということで、コンビニよりも多いというような状況らしいです。ですので、非常に身近



な場所に存在するのが薬局だということで、内閣府が発表をしました歩いて暮らせるまちづくりに関する世論調査では、日常生活で歩いていける距離というのが、シニア層の場合は五百メートルが二割、八百から千メートルが四割というふうに算出されています。薬局というこの身近な場所で健康相談をしてもらえることで、足を運びやすくなってまいります。

以前、新宿で開設している暮らしの保健室のように、健康相談もできるような場所があるといいのではないかとこの提案も我が会派でも行ってまいりましたけれども、このような機能も備えられるのがこの薬局ではないかなというふうに思います。

新オレンジプランにも明記されていますが、認知症の研修認定薬剤師制度というのが明記をされるようになりまして、薬剤師さんの役割がまた地域包括の中でしっかりと行えるような形にもなってきたということですが、年々増加をする認知症の方への支援につなぐ、見守るにも、この薬局、薬剤師との連携が大変に重要となってまいります。

そこで、区ではあんしんすこやかセンターと薬局との連携をさらに深めていくためにも、薬剤師の方々も認知症のサポーターという形で研修を受けていただく御協力をしていただき、さらに広く理解をいただくとともに、あんすことの交流機会をふやすというふうにもなるのではないかと考えます。認知症サポーターの講座を受けていただく工夫をして、より地域の中で支援を必要とする人への対応と支援につなぐ工夫で、早期発見、早期支援になると考えますが、区の見解をお聞かせください。

◎尾方 介護予防・地域支援課長 今年度は、あんしんすこやかセンターの職員が薬局に出向いて開催した認知症サポーター養成講座を四回開催しまして、薬剤師など三十人の方に受講していただきました。認知症の症状やサポーターの支援について御理解をいただくとともに、あんしんすこやかセンターと薬局との顔が見える関係をつくってきております。また、薬剤師が健康に関する相談を受ける中で、介護や認知症に関する相談があった場合などには、あんしんすこやかセンターを御紹介いただくなど、連携が進んでおります。

今後とも、身近な薬局での御相談の中で認知症の方や御家族が早期に必要な支援につながるよう、認知症サポーター養成講座の開催について、薬剤師さんの関係団体などに働きかけを行うなど、連携を強化してまいりたいと考えております。

◆福田妙美 委員 ぜひとも薬剤師さんの御協力をいただきながら、地域包括の中でこの見守りをして、しっかりとまたつなげるという役割をお願いしていきたいと思っております。

生活習慣病の件なんですけれども、今、高齢者の方を主という形で質問してきたんですが、「データでみるせたがやの健康」の中に、三十代からの生活習慣の改善で健康を維持することの必要性があるというふうに明記されていますが、症状が出ないけれども、リスクを有する人が健康について相談するのは、よっぽど本人の意識が向いていないとなかなか



か病院に行ったりすることはありません。糖尿病や高脂血症などは症状が出にくこともあり、健康診断を受けても生活改善のアドバイスの必要性を感じにくい、それ以前に健診を受けていない人が世田谷区は大変多いという現状もあります。このような区民の生活習慣病や認知症などの予防、早期発見は足を運べる距離でついでに行けるところでなくては効果が出ません。

その観点から、区内の薬局、薬剤師が予防、早期発見のための支援の後押しをする大きな役割を果たすと考えます。区内のある薬局では、店内にあるカフェスペースに近隣住民を招いてミニ健康相談会を実施したことで、これを機に今まで健康診断に行かれなかった御夫婦も健康診断に行くようになったというような効果もあらわれているそうです。

ここで伺いますが、地域の薬局と連携をして区民の健康づくりの支援を行い、働く世代の健康づくりへとつなげていただくことが必要と考えますが、区の見解をお聞かせください。

◎柳原 世田谷保健所副所長 先ほど、委員お話しの健康サポート薬局につきましては、二十四時間、直接相談ができる連絡体制の整備など、なかなか全ての薬局がこの健康サポート薬局の基準を満たすことは難しいと考えております。

しかし一方で、特に働き盛りの世代は自分の健康状況に不安があっても、なかなか受診する時間がないというお声もあると伺っております。そのためには身近な地域の薬局で、健康に関する情報を得ることや気軽に薬の相談などができるということが、区民の健康の保持増進の観点からも重要と考えております。

現在区は、薬剤師会と連携し、薬物の害に関する普及啓発や学校等への出張健康教育を行っております。また、区民まつりや健康イベントで薬の相談コーナーを設置し、薬剤師による相談も受け付けています。今後、このような相談できる機会の充実を進めてまいります。

また、平成二十九年度からの健康せたがやプラン（第二次）後期におきましては、区民の誰もが自分の健康に関心を持ち、自分に合った健康像の実現に取り組んでいるということを目指の一つに掲げております。今後も関係機関と連携をしながら、区民が身近な地域で薬や健康に関する相談ができるよう、若い世代から生活習慣病改善につながるよう、区民の健康支援を進めてまいりたいと考えております。

子育ての相談支援の充実に向けた取り組みについて

◆福田妙美 委員 ぜひとも具体的に前に進めていただきたいと思います。

では、続いて子育て支援について伺ってまいります。ちょうど二年前の三月三日ですけれども、突然宣言されました子ども・子育て応援都市宣言から約二年が過ぎました。この宣言を改めて読んでいきますと、最後のほうに、「世田谷区は、区民と力をあわせて、子どもと子育てにあたたかい地域社会を築きます。ここに、『子ども・子育て応援都市』を宣言



します」というふうに書かれています。

この二年間、本区の子育て応援施策がまだまだ区民に十分行き渡るまでにはいっていません。区の保育待機児童数が千百九十八人ということで、全国ワーストワンの汚名返上にはならないということで、誰よりも保育に悩む家庭にとっては深刻であります。申し込みをしても入園できなかったいわゆる待機児童数に合わせ、窓口で断られ帰ってきた母子や、窓口まで足を運ぶことすらできずに、保育への悩みを抱えている家庭など、子育て応援が必要な区民との観点で考えても、全国ワーストワンだというふうには言えるのではないのでしょうか。

区は、子ども・子育て支援新制度が本格実施をされた年の平成二十七年九月より、子育て応援相談員を各総合支所の子ども家庭支援センターに二名配置いたしました。平成二十八年からは、子育て応援相談員はネウボラチームの一員としての相談にも応じることになっています。

子育て応援相談員は、こども、子育ての相談支援の充実を図るために、子育て支援に関する情報を収集し、また、相談、助言を行うというふうにはされていますが、区民の方から、体調などを理由に保育園の入園申し込みに関しても区の窓口に行ったところ、受け付けてもらえず、そのままこの相談員にもつながらずに帰ってきたというふうに伺いました。本来ならば、保育に悩む区民に寄り添いながら相談に対応するはずなのに、窓口にはいないのか、それとも区民が子育て応援相談員への相談である旨を言わなければ相談員につながらないのか、ならば、子育て世代でもあり、特に保育園、幼稚園入園前の御家庭に相談員の情報が届いているのかが大変疑問になりました。

ここで伺いますが、現在、子育て応援相談員の存在をどのように周知し、相談員につながるようになっていのでしょうか、お伺いします。

◎松本 子ども家庭課長 子育て応援相談員は、保育の御案内や受け付け、子育て支援サービスの利用の説明のほか、仕事を持っている妊婦の方には復職までの見通しを持ったプランの御紹介をするなどして、出産後のイメージを持ちやすくするためのサポートを行っております。周知につきましては、御案内のチラシを作成して、子ども家庭支援センターや健康づくり課の窓口、母親学級での配付のほか、妊娠期面接時に母子保健コーディネーターがチラシを手渡しして案内しております。

産後のお母さんにも子育て応援相談員に相談できることを知っていただけるように、健康づくり課で実施しております産後のママの交流事業が終わった後に、保育園入園の説明会を開催している支所もあります。

そのほか、子育て家庭が参加する子育てメッセなどでもチラシの配付を行っております。また、一部の支所ではございますが、名刺の大きさでの子育て応援相談員のカードをつくって、子育て応援相談員が不在なときなどにお渡しをしております。そのカードを見て、子育て応援相談員を指名して相談にいらっしゃる方もあります。



来年度は、五支所全てでこのカードを作成してまいります。チラシやカードを活用した周知を行い相談につなげていきたいと考えております。

◆**福田妙美 委員** 今回の答弁を聞いていますと、多分相当な方に情報が行き渡っているのかなというふうにも聞こえるんですけども、やはり確実に情報が行き渡っているのは、ネウボラの面談を受けた方になるんだなということだと思います。そのほか、イベントに参加したときなどに偶然に情報を得るというような形になってきますので、必死の思いで保育の相談で区の窓口に来た区民が、子育て応援相談員にもつながらず帰ることがないような工夫をやはり凝らしていかななくてはいけないのではないかなと思っております。

そこで、工夫をしている自治体の窓口を御紹介します。これは福島県いわき市の相談窓口になっています。市役所の中にはいろんな方がいらっしゃるの、相談員だということばかりににくいとなかなか相談につながらないんじゃないかということで、窓口のところに案内を置き、そして相談員はピンクのエプロンをするというような工夫をすることによって、より相談に本当につながりやすいようにしておりますということです。

いわき市に確認をいたしましたら、やはりこの応援相談員がいますよという案内をしっかり行っていかなくては、相談に本当につながりにくい、若いお母さん方が気楽に相談をしてもらうことによって応援をしたいんだということで、このような形にしているというふうにおっしゃってございました。

窓口に来訪された区民が子育て相談員の存在がわかるような工夫をしているのか、また今後、窓口にわかる工夫をすべきと考えますが、区の見解をお聞かせください。

◎**松本 子ども家庭課長** 子ども家庭支援センターの窓口で子育て応援相談員に相談をつなぐ方法は、現状ですと支所の窓口等の事情によっても異なりますが、受付担当の職員が聞き取りをして子育て応援相談員につなげているところと、最初に子育て応援相談員が窓口に出て相談内容を聞いているところがございます。保育園や子育てサービスの相談のために来所されて、窓口で子育て応援相談員の存在を知る方のほか、ネウボラ面接のときには母子保健コーディネーターがチラシなどを活用して子育て応援相談員に相談できることを伝えております。

今後は、より多くの必要な方に子育て応援相談員の相談につながっていただくために、窓口でも子育て応援相談員の存在がわかるような工夫を委員のお話も参考に、現場の職員とも相談しながら検討してまいります。

◆**福田妙美 委員** ぜひともよろしく願いいたします。

さらには、保育園などの入園に関する相談を専門に行うのがこの相談員であるならば、保育園入園を希望している家庭には、確実にこの情報が行き渡ることが大切だと考えます。

そこで伺いますが、保育園入園の案内に、子育て応援相談員がいますということを明記



し、情報提供することができないでしょうか。区の見解をお聞かせください。

◎松本 子ども家庭課長 子育て応援相談員は、保育の御案内を中心にさまざまな御相談に乗っておりますが、丁寧な聞き取りを行い、その方のニーズを把握して適切な御案内を行っているところでございます。そのため、どのようなサービスを利用したらよいかわからない方、不安のある方などには、ぜひ子育て応援相談員に相談していただきたいと考えております。

保育の御案内は、子ども家庭支援センターにいらっしゃる方が気軽に手にされてお持ち帰りいただけるように、わかりやすいところに置いてございますので、委員のお話のとおり、保育の御案内に子育て応援相談員の紹介を掲載することで、保育を必要とする多くの子育て家庭の方に見ていただけるものと考えております。今後策定します保育の御案内に掲載できるよう、関係所管と調整してまいります。

おたふく風邪などの任意の予防接種の啓発について

◆福田妙美 委員 ぜひとも、よろしく願いいたします。

では続きまして、最後に、予防接種について伺ってまいります。

まずは、千人に一人という数字があります。これは、おたふく風邪が原因で耳が聞こえなくなる確率です。おたふく風邪は、MMRワクチンということで三種の混合で行っていましたが、これが一九九三年に中止になりました。定期接種から外されて、現在ではおたふく風邪というのは単味ワクチンで任意接種へと変わっています。任意接種に移行した近年は、定期接種実施前のように、再び三年から四年の流行が始まっています。よって、現在もおたふく風邪の患者報告数は、年間四十三・一万人から百三十五・六万人というふうに推定はされています。さらに、近年の傾向というのが、季節性ではなく一年中感染期間というふうになっているそうです。年齢も四歳、五歳がピークで、三歳から六歳のお子さんが全患者さんの六割を占めているというふうにも報告があります。

この就学前のお子さんが、おたふく風邪の合併症を受ける確率が高いというふうにもなっておりますが、ここで伺いますが、区のおたふく風邪の流行状況と任意予防接種の接種率、また合併症についての区の認識について伺います。

◎長嶺 感染症対策課長 おたふく風邪は、感染症発生動向調査によりますと、四、五年置きに流行すると言われております。平成二十二年に区内小学校二校において、また六年後の平成二十八年には、保育園二園と小学校二校において、流行性耳下腺炎の集団発生の御報告がありました。おたふく風邪はムンプスウイルスによる感染症で、唾液を介して飛沫・接触感染するため、学校や保育園等の集団生活の場で発生が見られます。通常一、二週間ほどで自然治癒すると言われてますが、発症した際は耳下腺の腫脹や発熱に伴い、無菌性髄膜炎、難聴などの合併症を起こすことがあります。



おたふく風邪の予防には、ワクチンの接種が有効な手段となりますが、現在、任意予防接種として実施されておりますため、個別の接種勧奨は行っていない状況です。一回の接種でおおよそ九〇%の割合で免疫を獲得できるとも言われるおたふく風邪予防接種について、定期予防接種同様、子どもから未罹患の成人まで、おたふく風邪予防接種の必要性を周知してまいりたいと考えます。

◆**福田妙美 委員** 国立感染症研究所の報告によりますと、おたふく風邪のワクチンの接種率はおよそ三割というふうにも言われていますので、同じぐらいだと考えますと七割の区の方が受けていらっしゃるんだというふうに考えられます。

この自然感染とワクチンのそれぞれの合併症の割合は、無菌性髄膜炎というのがありますが、これは予後が良好なんですけれども、自然感染では八十人に一人、ワクチンでは二千人に一人というふうに言われています。予後が良好ではないと言われています脳炎とか難聴というのなんです、これに関しては先ほども申し上げましたが、千人に一人というのは自然に感染をして難聴になってしまうというのですが、ワクチンですと〇・一%未満ということで、もちろん千人に一人というよりはるかに少ない数だというふうに報告されています。

難聴は、就学前後のお子さんであればあるほど、言葉の習得や授業のおくれなど、大きな障害にもなっています。しかし、この予防接種が任意のため、費用が自己負担ということもありまして、なかなか接種ということも考えられないでしょうけれども、しかし、こういった自然感染の合併症のこともお伝えしていかなくてはいけないかなと思っています。

そこで、おたふく風邪などの任意予防接種についても、全員に郵送される定期接種の御案内に、任意接種の項目と医師への相談をしてくださいなど、記載をして公平に情報を伝えるべきと考えますが、区の見解をお聞かせください。

◎**長嶺 感染症対策課長** 現在、区のホームページでは定期予防接種の御案内と同時に任意予防接種としましてMRワクチン、インフルエンザの助成制度について、そしてロタ、おたふく風邪につきましては、接種時期と接種間隔について御案内しております。

また、保護者の方には、お子様の最初の定期予防接種を御案内する際に、公益財団法人予防接種リサーチセンター発行の「予防接種と子どもの健康」を同封し、おたふく風邪ワクチンについて、病気の説明やワクチンの概要を説明しております。同様に定期予防接種受託事業者である医師会の全ての会員に同センター発行の予防接種ガイドラインを配付いたしまして、接種希望者への説明資料として活用していただいております。

定期予防接種は、平成二十五年以降、毎年のように種類がふえ続け、今では乳児期から十三歳までに九種二十五回もの接種を行う必要がありますが、ワクチンで重症化予防できる疾患につきましては、おたふく風邪等任意の予防接種を含め、さらなる工夫を重ね、区

平成 29 年 3 月 予算特別委員会 質問 福田妙美
平成 29 年 3 月 14 日



民にとってわかりやすい周知と予防接種計画づくりを進めてまいります。

◆福田妙美 委員 よろしくお願いたします。

以上で私からの質問は終わり、平塚委員にかわります。